

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立についてのお願い

○過誤処理について

請求誤り等により、国保連合会で審査決定済の請求を取り下げる場合、事業者は保険者に過誤を申し立てることになります。過誤処理の方法は、以下の2種類です。

1. 通常過誤

介護予防・日常生活支援総合事業費の実績の取下げを先に行い、翌月以降に再請求を行います。

2. 同月過誤

介護予防・日常生活支援総合事業費の実績の取下げと再請求を同じ月に行います。同月中に行うことにより、差額分だけの調整を行い事業所の負担を軽減します。茨城県国民健康保険団体連合会と水戸市高齢福祉課に事前にご相談下さい。

○提出書類について

1. 依頼文書（「介護予防・日常生活支援総合事業過誤申立について」）

2. 介護予防・日常生活支援総合事業過誤申立書

3. 給付の内容が明記されている書類（給付費明細書の写し等）

1) 誤った請求の明細書

2) 正しい請求の明細書

4. その他、必要と認められるもの

○提出期限について

通常過誤は毎月10日まで、同月過誤は毎月20日までに提出いただいた分については、当月の審査で過誤調整されるように水戸市から国保連あてに申立します。それ以降に提出いただいた分については、翌月申立分として取り扱わせていただきます。

《例》

通常過誤：4月10日までに申立⇒4月に取下げ⇒5月に再請求

同月過誤：4月20日までに申立⇒5月に取下げと再請求

○介護予防・日常生活支援総合事業過誤申立書の記載について（次頁を参照してください）

「申立事由コード（4桁）」は、様式番号（2桁）＋申立理由（2桁）でコード設定してください。

申立理由

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
42	適正化による実績取り下げ（保険者から過誤申立を促したもの）

○その他の手続きについて

過誤処理を行うことによって、利用者が水戸市より支給された高額介護サービス費等の返還金が生じる場合、または、水戸市特定介護（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護及び短期入所生活介護等）に係る利用者負担に対する助成金の返還が生じる場合には、別途水戸市より通知いたしますので、適正に処理してください。

○提出及び問合せ先

水戸市 保健福祉部 高齢福祉課 地域支援センター 地域支援事業係
〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
TEL 029-232-9174 FAX 029-232-9112